

会員調査に関する規則に関する細則

平成20年 7月18日 制定
平成20年 9月19日 改正
平成24年12月20日 改正
平成31年 4月18日 改正

(目 的)

第1条 この細則は、会員調査に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(会員調査方針及び計画)

第2条 規則第3条第1項に規定する細則で定める会員調査方針及び計画は、以下の内容を含むものとする。

- (1) 基本的考え方
- (2) 実施方針
- (3) 重点事項及び調査項目
- (4) 調査計画
- (5) その他必要な事項

(特別調査の種類)

第3条 規則第4条第2号に規定する細則で定める特別調査は、次に掲げるものとする。

- (1) 部分調査
法令・諸規則等の遵守状況及び取引の信義則（資産運用等の業務運営状況を含む。）の遵守状況等の一部について、必要に応じ、適宜行う調査
- (2) フォローアップ調査
本会の調査及び行政各機関の検査等において認められた指摘事項及び処分に係る改善実施状況について行う調査
- (3) 機動的・継続的調査
新規加入正会員のうち、特に必要と認めた正会員に対して行う調査
- (4) 合同調査
他の自主規制機関と同時に合同で行う調査

(予 告)

第4条 規則第5条に規定する細則で定める予告事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 調査の日時
- (2) 調査の種類
- (3) 調査の方法
- (4) 調査の対象期間

- (5) 重点項目
- (6) 調査員の氏名
- (7) その他必要な事項

2 立入による調査（以下、「立入調査」という。）の実施に当たっては、あらかじめ正会員の代表者に対して、原則として調査着手日のおおむね3週間程度前に通知するものとする。

（重要事項の説明）

第5条 規則第5条に規定する細則で定める説明事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 会員調査の権限と目的
- (2) 会員調査への協力依頼
- (3) 会員調査モニターの概要
- (4) 意見申出制度の概要
- (5) その他必要な事項

（資料を求める場合等の留意事項）

第6条 規則第7条に規定する細則で定める方法は次に掲げるものとする。

なお、依頼に当たっては、資料等の提出方法・記載内容等を説明し、提出期限を示して資料等を求めることとする。この際、既存資料の活用等を図り正会員の事務負担等に配慮する。

- (1) 立入調査
 - ① 予告後、立入調査開始前に、正会員に対して、事前に資料の提出を求める方法
 - ② 立入調査開始後に、正会員に対して資料等の提出を求める方法
- (2) 書面、ヒアリング又はその他の方法による調査
 - 予告後、正会員に対して、資料の提出を求める方法

（調査員証の提示）

第7条 規則第9条に規定する細則で定める様式は別紙様式第1号に掲げるものとする。

（対象先の就業時間への配慮）

第8条 立入調査の実施に当たっては正会員の業務等に支障が生じないように留意するものとし、原則として調査対象先の就業時間内に実施することとする。就業時間外に行おうとする場合には、調査対象先の承諾を得るものとする。

（事実及び経緯の記録）

第9条 会員調査に当たっては、必要に応じ、事実関係、経緯及び問題点について、双方の認識の明確化を図るため、書面を用いるものとする。

（会員調査モニター）

第10条 調査対象先からの意見聴取等により会員調査の実態を把握し、適切な調査の実施を確保す

る観点から、会員調査モニターを実施する。

2 会員調査モニターは、意見聴取及び意見受付の方法により実施し、意見の対象は会員調査の方法、期間及び調査員の調査手法に限る。

(1) 意見聴取

実施者は、原則として総務部長又は総務部長が指名する者とし、調査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、調査期間中に対象先を訪問し、責任者から意見等を聴取する。

(2) 意見受付

会長宛の書面で意見を受け付けることとし、調査開始日から調査終了日（調査結果通知書交付日）の1か月後までに、総務部に対して電子メール又は郵送により提出する。

3 調査対象先からの意見は、会員調査の適切な運営に資するよう処理されるものとする。

(講評等)

第11条 会員調査で把握した正会員の業務運営状況等について、立入、書面、ヒアリング又はその他の方法による調査の終了時に、調査対象先との間に生じた事実認識の相違の有無を確認するものとする。

(意見申出制度)

第12条 前条の講評等において意見相違事項が確認された場合には、会員調査の手続きの透明性と公正性の確保を図る目的から、次に掲げる意見申出制度により処理することとする。

(1) 確認された意見相違事項について、事実関係及び調査対象先の代表者（申出者）の意見を記載した書面を、本会事務局長宛に、直接又は主任調査員経由で提出する。

(2) 意見申出の期間は、講評の日から3日間（講評日の翌日から起算し、本会の休日を除く。）とし、更に2日間を限度として延長ができる。

(3) 意見申出事項は総務部において審理を行い、審理結果は調査結果通知書に反映させる。

(報 告)

第13条 規則第10条に規定する細則で定める要領は次に掲げるものとする。

(1) 調査員は、立入、書面、ヒアリング又はその他の方法による調査を終えたときは、速やかに、調査を通じ把握した事項、問題点等を取りまとめた会員調査結果報告書を作成する。

(調査結果の通知)

第14条 規則第11条に規定する細則で定める方法は次に掲げるものとする。

(1) 会員調査の結果については、速やかに会長名をもって、調査対象先の代表者に対して、文書で通知するものとする。

(2) 書面、ヒアリング又はその他の方法による調査の結果については、指摘すべき事項のある場合について上記通知を行う。

(正会員の処理報告)

第 15 条 規則第 12 条に規定する細則で定める様式は別紙様式第 2 号に掲げるものとする。

(その他)

第16条 会員調査の結果については、半期毎に取りまとめ会員に周知徹底を図る。

附 則

この細則は、平成20年 7 月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年 1 月 4 日から実施する。

附 則

この改正は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

(表 面)

調 査 員 証	
No.	
(写 真)	調 査 員
	上記の者は、本会の調査員であることを証明する。
	令和 年 月 日
	一般社団法人 投資信託協会 会長 印

(B 8)

(裏 面)

会員調査に関する規則（抄）

（調査員の義務）

第8条 調査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）調査は、投資運用業等の健全な発展と投資者の保護に資するとの本会の目的達成のために行うものであることを念頭に、効率的・効果的实施を図ること
- （2）調査に当たっては、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、会員調査業務の執行に当たって知り得た秘密を漏らさないこと
- （3）調査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を保ち、事実の認定や意見の表明は公正かつ能率的に行うよう努めること
- （4）調査員は、投資信託に関する法令・諸規則等を正しく理解し、市場動向の把握や新たな金融商品、取引手法等の取得に努めること

（調査員証の提示）

第9条 調査員は、立入による調査の着手に当たり正会員に細則に定める様式による調査員証を提示するものとする。

会員調査結果処理報告

令和（又は西暦）〇年〇月〇日

一般社団法人 投資信託協会会長 殿

（商号又は名称）

（代 表 者）

㊞

令和〇年〇月〇日付 号をもって通知のありました会員調査指摘事項の処理について、「会員調査に関する規則」第12条の規定に基づき報告いたします。

記

1. 通知事項	
2. 内容	（1）行為の内容 （2）発生の経緯、原因等
3. 処理状況	

【連絡担当者】 所属
役職・氏名
電話番号

【記載上の注意事項】

1. 通知事項が複数ある場合は、「記」以下についてのみ記載し、1事項につき1表とする。

2. 通知事項欄は、項番と項目（事項）を記載する。
3. 行為の内容欄は、通知事項の本文を記載する。
4. 処理状況欄は、是正状況及び再発防止策について記載する。
5. 処理状況の是正、再発防止策等については、関連資料を添付する。